

教育委員会会議録

令和3年7月7日（水） 午前10時00分 開会

午前10時44分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

長谷川洋教育長、伊藤志のぶ委員、佐々憲一委員、塩谷育代委員、岡田豊委員
度會秀子委員

3 出席した職員

横井英行事務局長、稲垣直樹次長兼管理部長、小島寿文学習教育部長
稲垣宏恭教育管理監、加藤文彦総合教育センター所長、高橋亮太総務課長
伊藤尚巳教育企画課長、小清水義晃財務施設課長、坂川智教職員課長
柴田英昭福利課長、大道伊津栄生涯学習課長、栗木晴久高等学校教育課長
伊藤孝明義務教育課長、小林紀彦特別支援教育課長、岩田政久保健体育課長
中島幸一高校改革室長、石川陽子総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

長谷川教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項（2）公立学校教員の懲戒処分については、
人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

（1） 令和3年6月定例県議会の概要について

高橋総務課長が、令和3年6月定例県議会の概要について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

（伊藤委員）

今回の報告の中で、県立学校の制服の見直しが進んでいるという質問・
答弁があった。学校本意で進められていると思うが、性別を問わないジェン
ダーフリーの制服に変えるということが先行し過ぎており、価格的にも高く
なっている。

また、男女の性別がわからないようにしようと言いつつも、スラックス
を履き、カッターシャツにネクタイという服装は、女子に男子と同じ格好を
するように言っているだけのことでないか。特に、今は経済状況が両極化
しており、経済的に困っている家庭も増えているため、一方的にジェンダー

フリーで良いことだから制服を変えるという風潮になっていないか心配である。

(栗木高等学校教育課長)

保護者の負担が過度にならないよう学校に指導しているが、一方で私立高校の可愛い制服に対抗しなくてはならないという面もあり、悩みの種である。引き続き、制服変更の際の保護者の経済的な負担には配慮するよう伝えていきたい。

また、スラックスを選択できるようにすることがジェンダーフリー化なのかという点については、スカートを履かなくて良いという選択肢ができて一步を踏み出したに過ぎないので、今後も社会全体の議論を踏まえながら考えていきたい。

(長谷川教育長)

制服の変更に当たっては、保護者の経済的負担が重くなりすぎないように配慮することや、保護者を含む学校関係者から意見を聞いた上で決定するよう学校を指導していることを議会でも答弁したところである。

(2) 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(3) 令和4年度県立高等学校の全日制単位制への改編及び学科・コースの新設・改編について

栗木高等学校教育課長が、令和4年度県立高等学校の全日制単位制への改編及び学科・コースの新設・改編について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

多様な選択肢を与えることは、魅力ある学校につながると感じる。今回、全日制単位制への改編を守山高校と幸田高校の2校とした理由は何か。

(栗木高等学校教育課長)

両校とも、毎年60名から70名程度の就職希望者がいる。また、守山高校は、近郊に工場が多くあることに加え、学校周辺の土地開発が進められ、今後多くの商業施設の建設が予定されている。幸田高校は、近郊に大手自動車メーカーや関連企業がある。いずれも企業との連携がしやすく、新しく設置する「企業連携コース」の連携先が確保しやすいと考えた。また、尾張と三河の地域バランスも考慮して両校に決定した。

(4) 令和4年度県立名古屋聾学校の学科改編について

小林特別支援教育課長が、令和4年度県立名古屋聾学校の学科改編について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

名古屋聾学校以外の3校が専門学科を募集停止したとあるが、生徒数が減ったからであるか。

(小林特別支援教育課長)

補聴器や人工内耳等の医療機器の発達に伴い、聾学校高等部の生徒は減少傾向にある。名古屋聾学校に関しては、設置している学科が珍しいこともあり、滋賀や長野、三重、岐阜など県外からも多数入ってきている。

(塩谷委員)

県外からの生徒は、どのような形で通っているのか。

(小林特別支援教育課長)

寄宿舎があるため、生徒は寄宿舎に入り、週末に実家に帰るというケースが多い。

6 請願

請願第5号 教員の「長時間勤務＝時間外勤務」の、早急な改善を求める請願

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

今回、県が示した「働き方改革ガイドライン」では、勤務時間外の在校時間について月45時間、年間360時間を目標設定とし、長時間勤務者に対して、原因把握と分析を行い、校長による指導と業務改善を行うこととしている。徐々にではあるが改善の方向にあると言ってよいのではないかと思う。大部分の心ある校長や教頭は、長時間勤務が職員の生命・健康を害するということが十分理解、認識をしており、超過勤務時間の削減に努めたいと思っている。ただ、学校の教育力が低下しないかと、狭間で苦しんでいる。管理職を信じて、余裕と柔軟性を持った働き方改革をお願いしたい。

今回の請願ではないが、2018年12月の請願の中で、部活動の全員加入・全職員による顧問制度廃止、つまり、自由参加・自主的な顧問制度について、気になることがあった。これまでも部活動の功罪については議論されてきており、自由参加の地域も一部あると聞いているが、部活動がこれまで学校教育に果たしてきた役割は大変大きいものがある。長時間勤務の諸悪の根源のようになって、学校教育から遠ざけられる傾向があり、教育の停滞が危惧される。教育現場には、これまで長い間に培った学校の歴史や文化がある。時代にそぐわないものは改善していかななくてはならないが、余りに急速な改革や改善はむやみに現場を混乱させるばかりである。今は県の「働き方改革ガイドライン」に基づいて、各学校の実態に合わせて柔軟に改善を進めていくことが肝要であると思う。

(佐々委員)

教員の勤務状況を把握するために、タブレット端末の起動・終了の記録を利用するという点について、タブレット端末を終了した後、業務を続けることも可能だと思うが、その実情はどのくらい把握しているのか。

(坂川教職員課長)

今年の4月からタブレット端末を利用した出退勤管理を行っている。学校には、教員が出勤した際に起動し、退勤する際にシャットダウンするよう指導をしているが、実際に起動・終了をどのように行っているのかまでは把握していないのが現状である。

(佐々委員)

電源の起動・終了の時間の数字を鵜呑みにしてしまうことは少し危険である。出退勤管理だけで多忙化が解消されるものでもないため、実際の業務改善が肝であると思う。企業であれば、残業代を払うことは当たり前であり、超過勤務時間を見過ごしていくと罰せられ、ブラック企業と見なされる。教育委員会からも学校に対して改善を強く求めたり、実情に入り込んで一緒になって改善したりすることが必要であると思う。

(坂川教職員課長)

出退勤管理については、今年の4月から、単純に月45時間や月80時間を超えている職員を減らすためだけでなく、実情としてどのくらいの在校等時間があるか、どのような内容の業務を行っているのかを把握するためにやっている。「働き方改革ガイドライン」においても、学校において職員の状況を見て、どのような業務が多いかを把握し、職員に対して改善を提案するように示している。今後、各学校の状況が人ごとに上がってくるため、状況を見て、学校と連携しながら長時間勤務の解消に向けて取り組んでいく。

(塩谷委員)

教師という職業は、一般企業の職員とは違う。一般企業とは違った観点で進めないと間違った方向に行ってしまう。時間を減らすことによって教員としては精神的にも身体的にも楽になるかもしれないが、それが教育を受ける子供たちにとってプラスであるのかを考えていかななくてはいけない。今は過渡期であり、教員にとっても初めてのことに取り組んでいるため、そこに時間がかかることは仕方ないことである。各学校、各県単位で行うことが難しいのであれば、国全体で考え、何より大人たちがもっと教育に興味を持たないと変わっていかないとと思う。

(長谷川教育長)

働き方改革は行わなくてはならない。「あいちの教育ビジョン2025」を策定した際に、単に時間を減らすことではなく、少人数学級など様々な環境整備を行い、教育の質を落とさない働き方改革を進めていくことを一番大事なこととして記載した。働き方改革は大変難しいが、質を落とさない働き方改革を実現したいと考えている。

7 議案

長谷川教育長が各委員に諮り、第15号議案 令和3年度愛知県教育表彰被表彰者については、人事案件のため、非公開において審議することとした。

第15号議案 令和3年度愛知県教育表彰被表彰者について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 協議題

長谷川教育長が各委員に諮り、協議題（1）令和3年度愛知県表彰条例による表彰候補者の選考について及び協議題（2）令和4年春の叙勲候補者選考については、人事案件のため、非公開において協議することとした。

（1） 令和3年度愛知県表彰条例による表彰候補者の選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（2） 令和4年春の叙勲候補者選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他

なし

10 特記事項

（1） 長谷川教育長が今回の会議録署名人として伊藤委員を指名した。

（2） 宮崎邦彦氏から、教員の「長時間勤務＝時間外勤務」の、早急な改善を求める請願について、口頭陳述したい旨の申出があり、長谷川教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。

（3） 傍聴人 1名